

消費税軽減税率制度説明会のご案内

小平商工会と東村山税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

消費税の軽減税率制度は、平成31年(2019年)10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。

軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

開催日時

平成30年9月6日(木) 15時00分～17時00分

入場開始 14時30分～

場 所

小平市役所6階大会議室

(小平市小川町2-1333)

駐車場等はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

お問合せ先

小平商工会 電話042-344-2311

東村山税務署 法人課税第1部門 電話042-394-6811

税務署にご連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。